

7 原爆被爆者支援

〔現況及び施策の方向〕

原子爆弾の特異性により、今なお社会的・医学的・精神的後遺症に苦しむ被爆者に対し、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（平成6年法律第117号）及び県独自の施策により、健康の保持と福祉の向上を図るため、事業を実施する。

また、原爆養護ホームの運営・整備を行うとともに、在外被爆者援護対策の推進などに努める。

その他、被爆者医療の長年の実績及び研究成果を活用して、放射線被曝（爆）者医療に関する国際協力の推進を図る。

第1表 原子爆弾被爆者数

（単位 人）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
県 分	13,457	12,580	11,413
広島市分	37,818	35,730	33,232
計	51,275	48,310	44,645

- （注） 1 被爆者とは、被爆者健康手帳の交付を受けた者をいう。
2 被爆者数は、各年度末の人数をいう。
3 県分とは広島県の手帳交付者数、広島市分とは広島市の手帳交付者数である。

〔事業の内容〕

1 原爆被爆者健康管理の推進（予算額 134,374千円）

(1) 原爆被爆者健康手帳交付事務（予算額 60,430千円）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者に対し、被爆者健康手帳を交付し、同手帳認定に伴う医療費償還払いを行うほか現物給付対象外の医療費等を支給する。（昭和32年度創設）

また、被爆二世の健康管理に資するため、国からの委託により被爆二世健康診断を実施している。（昭和54年度創設、平成13年度以降県実施）

(2) 原爆被爆者健康診断（予算額 72,598千円）

被爆者の健康管理に資するため、毎年定期2回、希望2回を限度とする健康診断（一般検査）を行い、その結果、必要な者に対しては、精密検査を実施している。また、必要に応じて特別検査も行っている。

なお、希望者に対しては、胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん、大腸がん及び多発性骨髄腫のがん検査を、希望による健康診断の振替分として年1回実施している。（昭和32年度創設、順次拡充）

第2表 原子爆弾被爆者健康診断等実施状況及び実施計画

(単位 件)

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (計画)
健康診断受診者証交付者数	県 分	34	31	34
一般健康診断受診者数	県 分	6,823	6,107	6,730
一般健康診断がん検査受診者数	県 分	2,736	2,252	2,803
精密健康診断受診者数	県 分	315	308	378
特別（入院精密）検査受診者数	県 分	19	18	20
交通手当支給件数	県 分	1,135	845	1,228

(3) 原爆被爆者健康管理推進特別事業（予算額 1,346 千円）

被爆者の様々な不安を払拭するため、健康相談、医療機関との連携、施設入所相談、各種手当・原爆症認定申請の支援等、保健、医療、福祉にわたる総合的な相談を実施する。（平成8年度創設）

2 原爆被爆者援護の推進（予算額 6,979,100 千円）

(1) 法に基づく手当等の支給（予算額 6,248,656 千円）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた被爆者に対して医療特別手当又は特別手当を、原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に対して原子爆弾小頭症手当を、特定の疾病にかかっている被爆者に対して健康管理手当を、爆心地から2キロメートル以内の直接被爆者に対して保健手当（身体上に一定の障害や傷痕等のある者又は70歳以上の身寄りのない高齢者には手当額を増額）を、一定の障害を有し、介護を受けている被爆者に対して介護手当を支給するほか、被爆者が死亡した場合には、その葬祭を行う者に対して葬祭料を支給する。（昭和43年度創設）

第3表 法定諸手当支給状況

(単位 円、人)

区 分			医療特別 手 当	特別手当	原子爆弾 小 頭 症 手 当	健康管理 手 当	保健手当		介 護 手 当	葬祭料
							一般分	高額分		
諸 手 当 の 額	令和8年度		159,100	58,750	54,760	39,130	19,620	39,130	費用介護 重度 限度月額 113,740 中度 限度月額 75,820 家族介護 24,970	222,000
	令和7年度		154,090	56,900	53,030	37,900	19,000	37,900	費用介護 重度 限度月額 109,770 中度 限度月額 73,170 家族介護 24,190	219,000
	令和6年度		150,020	55,400	51,630	36,900	18,500	36,900	費用介護 重度 限度月額 106,820 中度 限度月額 71,200 家族介護 23,550	215,000
支 給 状 況 (県分)	令和7年度	実人員	363	290	1	9,607	272	67	33	1,240
		延人員	4,635	3,675	12	120,807	3,416	848	390	－
	令和6年度	実人員	389	309	1	10,536	301	77	47	1,304
		延人員	5,037	3,843	22	131,917	3,705	996	895	－
	令和5年度	実人員	418	313	2	11,155	328	91	71	1,327
		延人員	5,535	3,893	24	140,277	4,033	1,142	1,059	－

(2) 県独自の援護事業（予算額 729,712 千円）

県独自事業として、広島県原子爆弾被爆者援護要綱等に基づき、各種手当の支給等の事業を実施している。（昭和 42 年度創設）

また、平成 12 年度から、介護保険制度の実施に伴い、居宅で介護保険の訪問介護や通所介護などのサービスを利用している被爆者や介護老人福祉施設に入所している被爆者に対する利用料等の助成事業を実施している。（平成 12 年度創設）

第 4 表 県独自諸手当等支給状況

（単位 人）

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度		令和 8 年度
		支給延人員	広 島 県 分		手当等の額
			手当等の額	支給延人員	
被爆者特別検査促進手当		8	1 日 500 円	9	1 日 500 円
認定被爆者通院交通費		123	実費	64	実費
被爆身体障害者福祉手当		32	19,000 円	20	19,620 円
被爆者特別福祉手当		12	4,000 円	12	4,000 円
介護手当付加金		103	月額 45,580 円以内	74	月額 47,230 円以内
認定被爆者死亡弔慰金		80	10,000 円	81	10,000 円
被爆者訪問介護利用助成事業		7,282	同 右	7,065	介護保険給付の対象となる（介護予防）訪問介護サービス等に要した費用の 1 割、2 割又は 3 割
被爆者通所介護利用助成事業		22,291	同 右	20,734	介護保険給付の対象となる（介護予防）通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護サービスに要した費用の 1 割、2 割又は 3 割
被爆者短期入所生活介護等利用助成事業		5,179	同 右	4,502	介護保険給付の対象となる（介護予防）短期入所生活介護サービスに要した費用の 1 割、2 割又は 3 割
被爆者小規模多機能型居宅介護等利用助成事業		1,963	同 右	1,935	介護保険給付の対象となる（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスに要した費用の 1 割、2 割又は 3 割
被爆者定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用助成事業		205	同 右	224	介護保険給付の対象となる定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスに要した費用の 1 割、2 割又は 3 割
被爆者複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）利用助成事業		316	同 右	336	介護保険給付の対象となる複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）に要した費用の 1 割、2 割又は 3 割
認知症対応型共同生活介護利用助成事業		2,449	同 右	2,378	介護保険給付の対象となる（介護予防）認知症対応型共同生活介護に要した費用の 1 割、2 割又は 3 割
被爆者介護老人福祉施設等利用助成事業		7,616	同 右	7,110	介護保険給付の対象となる（地域密着型）介護老人福祉施設の入所に要した費用の 1 割、2 割又は 3 割
		363	同 右	320	養護老人ホーム等に入所した場合の費用徴収額
被爆者療養 保養事業	神 田 山 荘	1,209	同 右	937	利用料 250 円助成
	指 定 施 設	6	同 右	8	休憩 1 人 1 回 250 円以内 宿泊 1 人 1 泊 500 円以内 （1 人年 1,500 円を限度）

(3) 原爆死没者慰霊式典等助成事業（予算額 402 千円）

原爆死没者を慰霊し、永遠の平和を祈念するため、慰霊式典、追悼出版などを実施する地域・職域の団体に対し助成する。（平成 3 年度創設）

(4) その他（予算額 330 千円）

広島市、長崎県、長崎市とともに被爆者の援護対策の強化促進を図るため設置している「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協議会）」の費用を負担する。（昭和 42 年度創設）

また、（公財）広島平和文化センターに被爆資料の展示運営を委託し、被爆の実相を幅広く伝承する。（昭和 57 年度創設）

3 広島原爆養護ホームの運営・整備（予算額 450,232 千円）

県と広島市が共同で開設した広島原爆養護ホーム（舟入むつみ園・神田山やすらぎ園・倉掛のぞみ園）に、居宅で日常生活の世話や必要な介護を受けることが困難な被爆者を入所させ、必要な養護を行う。

なお、養護等は、（公財）広島原爆被爆者援護事業団に委託して実施している。（昭和 45 年度創設）

第 5 表 広島原爆養護ホーム入所状況（令和 8 年 3 月 31 日現在）

（単位 人）

区 分	一般養護	特 別 養 護			合 計
	舟入むつみ園	神田山やすらぎ園	倉掛のぞみ園	小 計	
県分入所者数（全体入所者数）	15 (82)	18 (80)	41 (209)	59 (289)	74 (371)
県 分 定 員（全 体 定 員）	19 (100)	20 (100)	60 (300)	80 (400)	99 (500)

4 原爆被爆者関係施設整備（予算額 36,666 千円）

(1) 広島赤十字・原爆病院への助成（予算額 16,000 千円）

広島赤十字・原爆病院（原爆医療部門）の医療の近代化を図るための医療機器の整備等に対して補助する。（昭和 43 年度創設）

第 6 表 広島赤十字・原爆病院に対する助成状況

（単位 千円）

年 度	医療機器整備補助		施設整備補助	
	補助額	対象機器	補助額	対象工事
令 和 7 年 度	16,000	血管撮影装置	0	—
令 和 6 年 度	16,000	質量分析装置一式等	0	—
令 和 5 年 度	14,996	呼吸器内視鏡システム一式等	0	—

(2) 一般財団法人広島市原爆被爆者協議会（予算額 10,666 千円）

（一財）広島市原爆被爆者協議会が設置している広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）の施設整備事業に対して補助する。（昭和 54 年度創設）

5 在外被爆者援護の推進（予算額 224,906 千円）

在外の被爆者の健康の保持及び増進を図ることを目的として、各種事業を実施する。

第7表 在外における被爆者健康手帳所持者数

（厚生労働省 令和8年3月現在）

国・地域等	所持者数（人）
韓国	1,480
アメリカ	449
ブラジル	62
その他	70
計	2,061

(1) 法に基づく事業

ア 医療費の支給（予算額 31,713 千円）

韓国を除く国・地域に在住の被爆者の医療費を法に基づき支給する。（平成27年度創設）

イ 手帳交付事務（予算額 2,689 千円）

在外からの手帳交付申請に対し、申請者の居住地（地域）へ職員を派遣し、面接調査を行う。（平成14年度創設）

(2) 在外被爆者支援事業実施要綱に基づく事業

ア 手帳交付渡日支援事業（予算額 4,773 千円）

新たに手帳の交付を受けようとする者に対し、渡日に必要な旅費等を支給するとともに、渡日できない者には、被爆確認証を交付する。（平成14年度創設）

イ 健康相談等事業（予算額 61,170 千円）

在外被爆者の居住する北米及び南米へ専門医等を派遣し、現地で健康相談等を行う。令和8年度は、南米及び北米へ派遣する。（平成14年度創設）

ウ 現地健康診断事業（予算額 8,396 千円）

令和7年度に健康相談等事業を実施しない北米及び南米で健康診断を行う。（平成25年度創設）

エ 渡日治療支援事業（予算額 4,242 千円）

渡日して治療を受けようとする在外被爆者に対し、渡日に必要な旅費等を支給するとともに、医療機関のあっせん等を行う。（平成14年度創設）

オ 保健医療助成事業（予算額 111,923 千円）

韓国を除く国・地域に在住の被爆者の医療費を助成する。（平成16年度創設）

6 放射線被曝者医療国際協力の推進（予算額 21,200 千円）

広島が有する被曝者医療や放射線障害の研究成果を活用して、世界の放射線被ばく者への医療に貢献することにより、広島の世界への貢献と国際協力の推進に資する放射線被曝者医療国際協力推進協議会（H I C A R E：ハイケア）が実施する次の事業に対し負担金（広島県 1/2、広島市 1/2）を交付する。

平成 26 年 5 月に IAEA の協働センターに指定、平成 29 年と、令和 3 年に協働センターの指定が更新され、国際医療研修、共同研究等の協働事業を実施している。（平成 3 年度創設）

- (1) 医師等受入研修・派遣事業
- (2) 放射線被ばく者医療普及啓発事業
- (3) 調査検討事業
- (4) 人材育成事業
- (5) 共同研究事業
- (6) 福島支援事業

第 8 表 医師等受入研修・派遣状況

（単位 件、人）

区 分			件数	人数	内 容
令和 7 年度	受入研修	単独受入 （※ 1）	12	25	韓国 17 人 アメリカ 4 人 カナダ 1 人 ブラジル 3 人
		協働事業受入 （※ 2）	0	0	
		他団体受入 （※ 3）	1	7	スイス 3 人 ベルギー 2 人 タイ 2 人
		計	13	32	
	派遣		1	6	韓国 1 件 6 人（ソウル特別市での現地被曝者医療研修）
令和 6 年度	受入研修	単独受入 （※ 1）	9	25	韓国 19 人 アメリカ 4 人 ブラジル 2 人
		協働事業受入 （※ 2）	1	17	アメリカ 1 人 インドネシア 10 人 シンガポール 1 人 タイ 1 人 フィリピン 1 人 ベトナム 1 人 韓国 2 人
		他団体受入 （※ 3）	3	27	メキシコ 2 人 ドイツ 18 人 ベルギー 2 人 タイ 5 人
		計	13	69	
	派遣		1	2	アメリカ 1 件 2 人（ロサンゼルス郡での現地被曝者医療研修）
令和 5 年度	受入研修	単独受入 （※ 1）	7	18	韓国 13 人 アメリカ 3 人 ブラジル 2 人
		協働事業受入 （※ 2）	2	15	イラン 2 人 インドネシア 6 人 サウジアラビア 1 人 シンガポール 2 人 モンゴル 4 人
		他団体受入 （※ 3）	1	2	スイス 2 人
		計	10	35	
	派遣		1	1	アメリカ 1 件 1 人（ハワイ州での現地被曝者医療研修）

※ 1 HICARE 単独で研修を実施するもの

※ 2 IAEA 等と協働で研修を実施し、IAEA 等の費用負担を伴うもの

※ 3 JICA 等の他団体が実施する研修において、HICARE が研修の一部を受け持つもの